

○農林水産省令第二十二号  
 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第五條の二第一項、第六條第二項、第七條第一項第一号、第十六條の二第一項及び第十六條の三第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

農林水産大臣 松岡 利勝

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。  
 第五條の二第一号中「アサカミキリ」の下に、「アシノワハダニ、アシプトコナダニ」を、「アワヨトウ」の下に、「イシイハダニ」を、「イボタガ」の下に、「ウスイロマルカイガラムシ」を、「クワコノ」の下に、「クワコナカイガラムシ、ケナガコナダニ」を、「コスズメ」の下に、「コナガ」を、「コブノメイガ」の下に、「サガミハダニ」を、「ソラマメゾウムシ」の下に、「ダイコンアブラムシ」を、「チビタケナガシクイムシ」の下に、「チャノヒメハダニ」を、「ナシヒメシクイ」の下に、「ナシマ

ルカイガラムシ」を、「バクガ」の下に、「バシヨウオサゾウムシ、ハスモンヨトウ、バナナセセリ、バナナツヤオサゾウムシ」を、「ヒラタコクヌストモドキ」の下に、「ブドウヒメハダニ」を、「マメハシミヨウ」の下に、「マルクロホシカイガラムシ」を、「ミスジトガリヨコバイ」の下に、「ミナミアオカメムシ」を、「ルリチユウレンジ」の下に、「ロビンネダニ」を加える。

第二十四條第一項第二号中「名瀬市」を、「奄美市」に改める。  
 第三十五條の四第一項第一号中「及び二の項」を、「二の項、五の項及び六の項」に改め、同項第二号中「三の項」を、「三の項及び四の項」に改める。

別表一の一の項植物の欄中「供しうる」を、「供し得る」に改め、同表二の項地域の欄中「ヨルダン」を削り、「パキスタン」の下に、「ヨルダン」を、「イタリア」の下に、「英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）」を加え、北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）、旧ソヴィエト連邦、旧チエッコスロヴァキア及び旧ユーゴスラヴィア」を、「旧ソヴィエト連邦、旧チエッコスロヴァキア、旧ユーゴスラヴィア」に改め、同項植物の欄中「供しうる」を、「供し得る」に改め、同表十の項地域の欄中「シリア」を、「イラン、シリア」に改め、「イタリア」の下に、「英国」を加え、英国、エジプト」を、「エジプト、エチオピア」に改め、同項植物の欄中「そらまめ」の下に、「及びひらまめ」を加え、同項検疫有害動植物の欄中、及びソラマメトウルモザイクウイリス」を削り、同項を同表十一の項とし、同表九の項を同表十の項とし、同表八の項地域の欄中「ベトナム」を削り、「中華人民共和国」の下に、「ベトナム」を加え、「ブラジル」を削り、同項を同表九の項とし、同表七の項地域の欄中「タイ」を、「イスラエル、タイ」に改め、同項を同表八の項とし、同表六の項地域の欄中「ギリシャ」の下に、「スペイン」を加え、旧ソヴィエト連邦、旧ユーゴスラヴィア」を、「旧ソヴィエト連邦、旧ユーゴスラヴィア」に改め、「チュニジア」の下に、「モリシヤス」を、「コロンビア」の下に、「ブラジル、ベネズエラ」を加え、同項を同表七の項とし、同表五の項地域の欄中「イタリア」の下に、「英国」を加え、英国、旧ソヴィエト連邦、旧チエッコスロヴァキア」を、「旧ソヴィエト連邦、旧チエッコスロヴァキア」に改め、同項を同表六の項とし、同表四の項地域の欄中「マレーシア」の下に、「英国」を加え、英国、ウガンダ」を、「ウガンダ」に改め、「ケニア」の下に、「コートジボワール」を加え、「コートジボワール、ソマリヤ」を、「ソマリヤ」に改め、「ベネズエラ」を削り、「ブラジル」の下に、「ベネズエラ」を加え、同項植物の欄中「供しうる」を、「供し得る」に改め、同項を同表五の項とし、「ベネズエラ」を加え、「インド」の下に、「英国」を加え、英国、旧ソヴィエト連邦」を、「旧ソヴィエト連邦」に改め、同項植物の欄中「供しうる」を、「供し得る」に改め、同項を同表四の項とし、同表二の項の次に次のように加える。

三 オランダ、フランス、ベルギー、オーストラリア、ニュージーランド	アスパラガス、おらんだいちご、きくこぼろ、トマト及びばいしよの生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	ニセコロンビアネ コブセンチュウ
-----------------------------------	-------------------------------------------------------	---------------------

十二 シリア、中華人民共和国、レバノン、イタリア、英国、オーストラリア、ドイツ、ポーランド、エジプト、エチオピア、スーダン、チュニジア、モロッコ、オーストラリア	そらまめの種子であつて栽培の用に供するもの	ソラマメトウルモザイクウイリス
----------------------------------------------------------------------------------	-----------------------	-----------------

別表二の一の項地域の欄中「ヨルダン」を削り、「トルコ」の下に、「ヨルダン」を、「イタリア」の下に、「英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）」を加え、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）、旧ユーゴスラヴィア」を、「旧ユーゴスラヴィア」に、「ニカラグア」を、「ニカラグア」に改め、同表二の項地域の欄中「ベトナム」を削り、「ブルネイ」の下に、「ベトナム」を加え、同表四の項地域の欄中「ベトナム」を削り、「中華人民共和国」の下に、「ネパール」を、「ブルネイ」の下に、「ベトナム」を、「ラオス」の下に、「エジプト」を加え、同項植物の欄中「きまめ」の下に、「これんし」を加え、同表五の項地域の欄中「ヨルダン」を削り、「ミャンマー」の下に、「ヨルダン」を加え、旧ソヴィエト

<p>四 北緯二十七度五十八分以南、北緯二十七度十分以北の南西諸島、与論島</p>	<p>からたち属、きんかん属及びみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）</p>	<p>カンキツグリーニ ング病菌</p>
<p>五 北緯二十七度十分以南の南西諸島（大東諸島を含み、与論島を除く。）</p>	<p>アエグロブシス・チヴァリエリ、アタランテイア・ミシオニス、アフラエグレ・ガボネンシス、アフラエグレ・パニキュラタ、ウエプリス・グラウンケオラタ、エレモシトラス・グラウンカ、オオバゲツキツ、グミミカン、クラウセナ・アニスム、クレンス、ナ・エクスキャパタ、クリメニア、ポリアンドラ、ゲツキツ、サルカケミカン、シトロブシス・ギレテイナ、シトロブシス・スクウエインフルテイ、スウイングレ・グルテイナリンギ、ソウノリンゴ、ツゲコウジ、オニス・ダウイ、パンブルス・ミシオニス、ベルノキ、ミクロシトラス・アウストラリス、ミクロシトラス・パプアナ、メリリア、カロキシオン、ワンプビ、からたち属、きんかん属及びみかん属の生植物（種子及び果実を除く。）</p>	<p>カンキツグリーニ ング病菌</p>
<p>別表三に次のように加える。</p>	<p>十七 イエメン、インド、インドネシア、カンボジア、サウジアラビア、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ネパール、フィリピン、ブルネ、東ティモール、パプアニューギニア、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、アフガニスタン、アメリカ合衆国、ブラジル、パプアニューギニア</p>	<p>アエグロブシス・チヴァリエリ、アタランテイア・ミシオニス、カロデラ、デユラム・カベンシス、グミミカン、クラウセナ・インデिका、シトロン、シラス・ウベリ、スウイングレ・ア・グルテイノイサ、ソウノリンゴ、ツゲコウジ、バルサモシトラス・ダウイ、ミクロシトラス・アウストラリス、ワンプビ及びさるかけみかん属の生植物（種子及び果実を除く。）</p>

<p>六 北緯二十七度五十八分以南、北緯二十七度十分以北の南西諸島、与論島</p>	<p>アエグロブシス・チヴァリエリ、アタランテイア・ミシオニス、カロデラ、デユラム・カベンシス、グミミカン、クラウセナ・インデिका、シトロン、シラス・ウベリ、スウイングレ・ア・グルテイノイサ、ソウノリンゴ、ツゲコウジ、バルサモシトラス・ダウイ、ミクロシトラス・アウストラリス、ワンプビ及びさるかけみかん属の生植物（種子及び果実を除く。）</p>	<p>カンキツグリーニ ング病菌</p>
<p>七 北緯二十七度十分以南の南西諸島（大東諸島を含み、与論島を除く。）</p>	<p>アエグロブシス・チヴァリエリ、アタランテイア・ミシオニス、アフラエグレ・パニキュラタ、ウエプリス・グラウンケオラタ、エレモシトラス・グラウンカ、オオバゲツキツ、グミミカン、クラウセナ・アニスム、クレンス、ナ・エクスキャパタ、クリメニア、ポリアンドラ、ゲツキツ、サルカケミカン、シトロブシス・ギレテイナ、シトロブシス・スクウエインフルテイ、スウイングレ・グルテイナリンギ、ソウノリンゴ、ツゲコウジ、オニス・ダウイ、パンブルス・ミシオニス、ベルノキ、ミクロシトラス・アウストラリス、ミクロシトラス・パプアナ、メリリア、カロキシオン、ワンプビ、からたち属、きんかん属及びみかん属の生植物（種子及び果実を除く。）</p>	<p>カンキツグリーニ ング病菌</p>
<p>別表六中、「有害動物」の下に、「又は有害植物」を加え、同表に次のように加える。</p>	<p>六 北緯二十七度五十八分以南、北緯二十七度十分以北の南西諸島、与論島</p>	<p>カンキツグリーニ ング病菌</p>

別記第一号様式を次のように改める。

(イ) 第一号様式 (用紙の大きさは、日本工業規格 A 6 とし、中央点線の所から二つ折りとする。) (第五条関係)

(表面)

第五条 植物防疫官及び植物防疫員は、この法律により職務を執行するときは、その身分を示す証票を携帯し、且つ、前条第一項の規定による権限を行うとき、又は関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。

2 (略)

第四十一条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二 第四条第二項の規定による命令に違反した者

三 五 (略)

植物防疫官証  
(植物防疫法第五条第一項の規定による証票)

(裏面)

第 号 年 月 日 交付

植物防疫官

農林水産省印

農林水産省 官 職  
氏名 職  
生年月日

写真

植物防疫法(抄)

第三条 この法律に規定する検査又は防除に従事させるため、農林水産省に植物防疫官を置く。

2・3 (略)

第四条 植物防疫官は、有害動物又は有害植物が附着しているおそれがある植物又は容器包装があるときは、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船車又は航空機に立ち入り、当該植物及び容器包装等を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な最少量に限り、当該植物又は容器包装を無償で集取することができる。

2 前項の規定による検査の結果、有害動物又は有害植物があると認められた場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、植物防疫官は、当該植物、容器包装、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船車又は航空機を所有し、又は管理する者に対し、その消毒を命ずることができ(略)

3・4 (略)

(口)  
(表面)

植物防疫員証  
(植物防疫法第五条第一項の規定による証票)

(裏面)

第 号 年 月 日 交付

植物防疫員

写真

農林水  
産省印

氏 所  
生 年 月 日 氏 名 属

植物防疫法(抄)  
第三条 (略)

2 植物防疫官が行う検疫又は防除の事務を補助させるため、  
農林水産省に植物防疫員を置くことができる。

3 (略)

第五条 植物防疫官及び植物防疫員は、この法律により職務を  
執行するときは、その身分を示す証票を携帯し、且つ、前条  
第一項の規定による権限を行うとき、又は関係者の要求があ  
つたときは、これを呈示しなければならない。

2 (略)

附 則

第一條 この省令は、平成十九年四月十二日から施行する。ただし、第二十四條第一項第二号の改正規定及び別記第一号様式の改正規定は公布の日から、別表一の改正規定（同表八の項地域の欄の改正規定中、「ブラジル」を削る部分を除く。）は平成二十年四月十二日から施行する。

第二條 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の植物防疫法施行規則別記第一号様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の植物防疫法施行規則別記第一号様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り續けて使用することができる。